平成24年10月16日 **商 品 概 要 説 明 書** 館林信用金庫

| 1. 商品名 | 普通預金 |
|--------------------------------------|--|
| 2. ご利用いただける方 | 個人及び法人の方 |
| 3. 期間 | 期間の定めはありません。 |
| 4. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位 | 随時預入れできます。 1円以上 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | 随時払戻しできます。 |
| 6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法 | 当金庫所定の店頭表示利率を適用します。 年2回(3月、9月の当庫所定の日)口座に入金いたします。 付利最低残高 1,000円、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算します。 |
| 7. 課税方法 | ・個人の方・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%) ・法人の方・・・総合課税 ※マル優ご利用の場合は課税されません。 |
| 8. 金利情報の入手方法 | 店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。 |
| 9. 手数料 | キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定による手数料をいただくことがあります。(詳しくは手数料一覧をご覧ください) |
| 10. 付加できる 特約事項 | ・キャッシュカードによる預入、支払、振込がご利用いただけます。 ・個人の方は、マル優のお取扱いができます。 ・個人で満20歳以上の方は、「総合口座」の取扱ができます。 定期預金で自動継続扱いのものをご契約いただいた場合、当座貸越がご利用いただけます。 貸越限度額 他の定期預金担保分を合算した金額の90%(最高500万円まで) 貸越利率 担保定期預金利率+0.5% |
| 11. 中途解約時の取扱 | _ |
| 12. 苦情処理措置 紛争解決措置 | ・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9~17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日(9~17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565 |
| 13. その他重要事項 | ・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・公共料金等の自動支払及び給与、年金等の自動受取ができます。 |